

保険年金

国民健康保険加入者が修学のため転出する場合

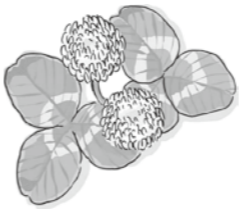
大学などへの修学のため町外へ転出する場合、引き続き熊野町で保険証を交付することができず、手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】
・印鑑
・国民健康保険証
・在学証明書または学生証の写し

国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。
国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納

付済期間が40年間に満たない場合には、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して満額の年金に近づけることができます。
なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合には、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）。
また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。
▽民生委員・児童委員



ご存じですか
地域の身近な相談相手
「民生委員・児童委員」
民生委員・児童委員は、住民と行政をつなぐパイプ役です。活動へのご理解とご協力をお願いします。
▽民生委員・児童委員
活動内容
・特定の区域を担当し、高齢者や障害がある人の福祉に関する、子育てなどの不安に関する様々な相

談・支援を行います。
活動事例
・担当区域の世帯状況の把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
・ニーズに応じた福祉サービスなどの情報提供
・支援が必要な人の様々な相談に応じた関係機関とのつなぎ役
・児童の登下校時の声かけなど

▽主任児童委員
活動内容
・区域担当の民生委員や学校などと連携し、子どもや子育て家庭への支援など子どもに関することを専門的に担当していきます。
活動事例
・妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する相談対応
・子どもの虐待や非行、いじめ、不登校などの相談対応

▽民生委員・児童委員
熊野町おとしより相談センター
おまかせください (29)



おしえてー！

熊野町おとしより相談センターにおまかせください (29)

《高齢者虐待早期発見・予防について》
高齢者虐待を防ぐには地域の皆さんの一声が重要です。身近な人や地域の人ちょっとした気遣いが、虐待防止や早期発見につながります。次のような高齢者の出すサイン（言葉や表情など）に気付いたら、ひとりで悩まずにおとしより相談センターへご相談ください。
・アザや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
・家の中から大きな怒鳴り声や泣き声が聞こえてくる
・高齢者が家へ帰りたくないと言う
・介護サービスが必要そうなのに利用している様子がない
・家族が介護で疲れている
・介護や病気のことを相談する人がいないようだ
・高齢者を訪ねても家族に嫌がられたり会わせてもらえない
・新聞や郵便物が放置されている
おとしより相談センターでは高齢者が安心して暮らせるよう、生活の支援をします。

熊野町おとしより相談センター
820-5615 (福祉課)

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
17日(月)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
18日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
28日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
4月1日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
4月2日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどものくせ」

●パステルルーム 地域での活動拠点としてご利用いただけます。

実施日	開始時間	場所
11日(火)	9:30	東部地域健康センター
20日(木)		中央ふれあい館
4月8日(火)	10:30	東部地域健康センター(要申込)

※新規講座 4月より東部地域健康センターで親子ふれあい体操を行います。親子で体を動かし、ふれあいを楽しみましょう。
日時: 毎月第2火曜日 10:00~11:30
場所: 東部地域健康センター
内容: 親子ふれあい体操 定員: 10組 要申込 参加費無料
講師: 永谷由梨氏(NPO法人熊野健康スポーツ振興会)
対象: 乳幼児とその保護者

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。
●おひさまルーム(左記以外の日程の9:30~11:30)
●ほっとる一む(月~金曜日13:00~15:30)
●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)
お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族でもOK。室内でも公園でも遊べます。

●ファミリー・サポート・センター 健康講座
内容: 「若返りのためのとっておき健康運動 ~健康で充実した毎日のために~」とファミサポ活動について
日時: 3月14日(金)10:00~12:00
会場: 西部地域健康センター 参加費無料 要申込
講師: 角原則光氏(健康運動指導士) 定員: 20組
対象: 50歳以上の方・ファミサポ活動に興味のある方

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☒820-5503
開設日時 (※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00
<子育て相談(要予約) 月~金曜日 13:00~17:00>

平成26年4月からの障害者に関する主な改正について

●障害福祉サービス 障害支援区分への見直し

現行	改正後
障害程度区分 106項目の認定調査項目	⇒ 障害支援区分 80項目の認定調査項目 (認定調査項目の追加、統合、削除) 認定調査項目以外の活用の追加

ケアホームとグループホームの一元化

現行	改正後
ケアホーム: 区分2以上 グループホーム: 区分1以下 重度訪問介護の対象拡大	⇒ グループホーム: 障害支援区分では区分の設定はない。

●身体障害者手帳

現行	改正後
ペースメーカーなどを入れた人(心臓機能障害) 一律1級に認定	⇒ ペースメーカーなどへの依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて1級、3級、4級のいずれかに認定
人工関節等を入れた人(肢体不自由)	⇒ 術後の経過の安定した地点での関節可動域などに応じ【股関節・膝関節】4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定【足関節】5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

※平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された人については、平成26年6月末までに申請すれば従前の基準で認定します。
※既に身体障害者手帳を持っている人についての見直しはありません。(福祉課)

福祉タクシー乗車券の交付について

重度障害者(児)の社会活動を支援するため、平成26年度分の福祉タクシー乗車券(620円・24枚つづり)を3月24日(月)から交付します。

▽対象者: ①身体障害者手帳(1級・2級) ②療育手帳(A・A) ③精神障害者保健福祉手帳(1級)

▽手続き方法: 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

※平成25年度分の乗車券(緑色)は、4月1日以降は使用できませんので福祉課に返還してください。



福祉課 ☎820-5605

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。 ☎3月20日(木)14時~16時
☒スペースぶなの森(貴船2番20号) ☒無料(飲物、材料などは実費) ☒福祉課 ☎820-5605